

# かがり台緑地協定書

## (目的)

**第1条** この協定は、都市緑地法（昭和48年法律第72号、以下「**法**」という。）第45条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域内（以下「**協定区域内**」という。）における緑化に関する事項を定め、住宅地としての良好な環境を確保することを目的とする。

## (名称)

**第2条** この協定は、「かがり台緑地協定（以下「**本協定**」という。）」と称する。

## (協定の区域)

**第3条** 本協定の区域は、別添かがり台緑地協定区域図の範囲とする。

## (協定の締結)

**第4条** 本協定は、協定区域内における土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者（以下「**土地所有者等**」という。）の全員の合意により締結するものである。

## (協定の効力)

**第5条** 本協定は、認可公告のあった日以降において協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力を有する。

## (協定の変更及び廃止)

**第6条** 協定区域内の土地所有者等は、本協定において定めた事項を変更しようとするときは、土地所有者等の全員の合意をもって決定し、富田林市長の認可を受けなければならない。

2. 協定区域内の土地所有者等が本協定を廃止しようとするときは、その過半数の合意をもって決定し、富田林市長の認可を受けなければならない。

## (植栽等の義務)

**第7条** 土地所有者等は、本協定の定めるところにより、協定区域内に樹木・草花等を植栽し、既存の樹木等を保全する義務を相互に負う。

### (樹木・植栽等の種類)

第 8 条 協定区域内に新たに設置する樹木等の種類は、中木（ケヤキ、エゴ、ヤマボウシ等）、低木（ヒラドツツジ、ゴールドクレスト、ボールバード等）、下草（ダイコンドラ等）、芝等とする。

### (樹木等を植栽又は保全する場所)

第 9 条 協定区域内の樹木等を植栽又は保全する場所は、附図に示す道路に面する部分で植栽可能なところ及び既に樹木の存するところ等とする。

### (垣又はさくの構造)

第 10 条 協定区域内の敷地周囲の垣又はさくは、生け垣又は透視可能なフェンス等とし、植栽による空間の連続化、一体化に努めるものとする。なお、これら以外の場合は、その高さは 0.6m 以下とする。

### (樹木等の管理)

第 11 条 土地所有者等は、協定区域内の自己の土地の樹木等の管理を行う。

### (協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、本協定の認可のあった日から 2041 年 5 月 30 日までとする。

### (運営委員会の設置)

第 13 条 本協定に関する事務を円滑に実施するため、土地所有者等により構成する「かがり台緑地協定運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、次の運営委員を置く。

委員長 1名  
副委員長 1名  
会計委員 1名  
委員 若干名

2. 運営委員は土地所有者等の中から選任する。一区画の土地所有者等が複数の場合、そのうちの 1 名を代表者として選任する。
3. 委員長は委員の互選とし、協定運営のための会務を総理し、委員会を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
5. 会計委員は委員会の経理に関する事務を処理する。
6. 委員会は委員の半数以上が出席しなければ委員会を開くことができない。
7. 委員会の決定は出席委員の過半数の賛成によるものとする。

### (委員の任期)

**第14条** 委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (協定に違反した場合の措置)

**第15条** 委員会は、協定事項に違反した土地所有者等（以下「**違反者**」という。）に対し、その違反によって協定の目的が損なわれるおそれがあると認めるときは、違反者に対して、義務の履行を請求する等の必要な措置を講ずることができる。

2. 違反者が前項の請求に応じない場合は、委員会は、自ら又は第三者をして、違反者に代替して、当該違反行為がなかったと同じ状態を実現し、その要した費用を違反者から徴収することができる。

3. 本協定の有効期間内における違反者に対する措置に関しては、有効期間満了後もなお効力を有する。

### 付則

1. 本協定書は2部提出し、1部を富田林市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配付する。

2. 本協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は所有権を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、本協定内容を明らかにするため、本協定書の写しを譲り渡す義務を負うものとする。

3. 本協定は、市長の認可の公告があった日から効力を発する。